

JR東労組申15号「2019年度賃金引上げに関する申し入れ」

平均改善額 1,050円



2019年4月1日現在 **満55歳未満の社員に対して、基本給改定を実施**

定期昇給の実施（昇給係数は4）

賃金改定は基本給に対し所定昇給額の6分の1の額を加える

主務職以上及びT等級以上の社員には100円（M等級及びS等級社員に200円）を加える
初任給についても、等級に合わせた改定を行う

一般社員

等級	金額
主幹職A	1,200円
主幹職B、技術専任職	1,200円
主務職	1,100円
主任職2等級、主任職1等級	1,000円
指導職2等級、指導職1等級	900円
係職2等級	800円
係職1等級	700円

医療社員

等級	金額
H等級	1,300円
M等級、S等級	1,300円
T等級	1,200円
C等級	1,100円
D等級	1,000円
E等級	900円

2019年4月1日現在 **満55歳以上の社員に対して、基本給改定を実施**

グリーンスタッフ 基本賃金に500円加算

エルダー社員 基本賃金に500円加算

2019年6月25日（火）以降、準備出来次第精算

**格差にこだわる経営姿勢を許さず
組織を強化し、前へ進もう！**